

第 6 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 28 年 11 月 21 日 (月) 開会時間 午前 10 時 5 分
閉会時間 午後 0 時 21 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松
副委員長 上田 仁
委 員 渡辺 英機 塩澤 浩 永井 学 杉山 肇
早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 河西 敏郎

議 題 一 議会基本条例 前文について
二 議会基本条例 骨子案について
三 今後の日程について

会議の概要 議会基本条例 前文について、議長案の一部を修正のうえ、次回委員長案を示すこととした。
議会基本条例 骨子案について討論した。
今後の日程について、委員長案の一部を修正のうえ、次回委員長案を示すこととし、閉会した。
(午前 10 時 45 分から午前 11 時 55 分まで休憩をはさんだ。)

質疑、討論

(前文・骨子案について)

前島委員長 それでは、議長の文言が骨子というよりも、全体的な流れで、文章化されているような感じでございますが、そのことを含めまして、皆さんの忌憚のない御意見をお願いしたい。

上田副委員長 そうということで、意見がある程度反映されている内容、二元代表制ですとか、開かれたって書いてありますけども、それはそれで大変よろしいかと思えますけども、もし可能ならですね、御議論いただきたいのは、この開かれたということの一字になっていきますけれども、透明性とか、広報、広聴に努め、とかですね、そういう具体的な言葉を入れたらどうかというのが一つです。それからもう一つ、最後ですけど、ここに本会議は改めて議会の果たすべき役割をってこと書いてありますけども、この改めてってということで酌み取れっていえばそうかもしれませんが、やはり今までの反省に立ちとか、これまでの経緯を踏まえとか、そういうような言葉が一言あってもいいのかなというふうに思いますけど。これ私の意見

ですが、よろしくをお願いします。

小越委員

文章の構成上で、一番最初のところのところと、それから 3 ページ目のところで、本県議会はこれまで改革に取り組んできたということで、これまで住民に開かれた二代表制の一翼を担う存在として・・緊張ある関係を保ちながら・・取り組んできた、ということで、今まで頑張ってきたようにやっているよという前提で書かれているんですけど、果たしてそうなのかというのがあって、これを目指すんじゃないかなという気がしています。これでいくと今まで、緊張ある関係を保って、県民の意思を反映して、開かれた県議会をやってきたというふうにして、改めてというふうになっているんですけど、県民から見るとそうだったのか、というふうには私に思うと思うので、ここの、改めて議会の果たすべき・・、これが最初に来て、反省に立ち、これからはこういうふうにしていくために、責任を持って頑張っていく、山田さんの案とか、私も出しましたし、早川さんも出しましたが、そのほうがいいのかと思って。これでいくと、これまでよくやってきたというふうにとらえるんじゃないかなと思って、ちょっとそこは私の認識が違いますが、これまでその開かれたところがなかなか進んでこなかったの、今回みたいなことになっちゃって、だからこそ、それに反省に立って、二代表制の一翼を担って、県民の_____たるために、皆さんと一緒にこれから県議会は県民とともに歩いていくんですよ、っていうそのほうが自然かと思うんですけど。意見です。いまのところそうです。

早川委員

私はですね、ちょっとかぶるかもしれないんですけど、取り組んできたというところが、これまでの経緯的なことだと思うんですね。取り組んできたということなので。もしそれを反省を踏まえるのであれば、やはりここの本県議会は、このあたりに、あの、県民の意見を真摯に受け止めとか、過去の反省に立ちというふうに入れたほうがいいんじゃないかと。私も非公式ですけど議長さんと話した中では、議長さんもそういうふうな反省にっていうふうなことをおっしゃっていたので、入れたほうがいいんじゃないかと思えます。そして、もう一つは、今まで二代表制をしっかりとやってきたと、それで反省するのであれば、私は前も言ったんですけど、まあ、言葉が正しいか、真の二代表制、あの、美辞麗句だけの二代表制じゃなくて、真の二代表制、と、今まで開かれてきたんだけど、県民がわかりづらいついて言っているんだから、県民により開かれたっていうふうに入れたらどうでしょうか。今のところそのくらいです。

杉山委員

小越委員の言うような、取り組んでこなかったんじゃないかということは、私はちょっと言い過ぎなのかな、という気がします。先輩議員、自分が議会に入る前の先人の議会はですね、その時々で一生懸命やってきたんだと思いますし、それは当然評価していかなきゃならないと思うんですが、ただ、そういう中で、やっぱり今までの議会のあり方が、今の時代とやっぱりこう、合わなくなってきたということも一つ事実だと思うんですね。そういうことも踏まえて、反省ではなくて、今の時代、これからの時代にあった条例として目指していくべきだと思います。総合的に言うと、この議長案の前文で問題はないのではないかとというふうに思うんですが、一つちょっと違ったらまた、意見を言っていたきたいんですが、議会の役割としてですね、議決機関と執行、監視を行う機関ということで、二つに限定しちゃってるんですけども、議会の役割っていうのは、それだけじゃなくてですね、いろんな意味で役割っていうのがあるんだと思うし、これからもふえていくんだと思うんで、ここのところは二つに限定するんじゃないかなとですね、「など」とかっていう文言を使って、もう少し広い範囲のにしたほうがいいのかというふうなことを感じました。以上です。

永井委員　私も本県議会は以降の、取り組んできた、の間に、やはり、あの、今までの流会の部分っていうのがあるから、あまり、前回の会議でも出ていましたが、生々しい表現はあれなんですけど、反省に立ちとかですね、今までの過去のことを踏まえとか、どこかやはり一言ぐらいはそれが入っていたほうがいいんじゃないかなというふうに感じております。今までこう取り組んできたっていう部分は、私はこれはこれでその部分をうまく入れ込めば、政策条例の制定とか政策提言を今までしてきたわけですから、その分はそのまま残しておいてもいいというふうに思いますけど、そんなことを一言入れてみてはどうかというふうに思います。

前島委員長　委員長からですけど、前文だけの今、議論をしていますから、討議をしていますんで、あの、あれですが、あの、それぞれ今御発言のあった皆さんの考え方っていうのが、条文の中にですね、全体を見ていくと、ある程度色濃く入っていると。全体に。で、全体の条文を含めて議論をやっぱりしていかないと、前文だけの議論では、やはり納得ができないところがあると思うんですね。条文全体を、みなさん、議論を、討議をしていただくと、大体、こう、流れが出てくると思いますけど。

それでは、どうでしょうか。私の案としましては、既に皆さん方に条文については配付してありまして、御検討をお願いしてきていますので、これからできるだけ、時間が許せる範囲でですね、条文のほうを含めて、議論をこう、していただければ一番いいんじゃないかなと思います。そうすると全体像が、全文の全体像がわかってくるんじゃないかと思えます。

山田委員　やはりこの条例の肝というか、精神というのはやはり、前文だと思うんですね。で、この前文があやふやなまんまじゃ、その、どういう気持ちでこの条例案をつくったかっていうのが、討議できないと思うんですね。まずしっかりと前文で、こういう決意を持ってこの条例案をつくるんだってところをしっかりとさせないと・・・

前島委員長　具体的に言ってください。

山田委員　私は先月具体的に書面をもってお出ししましたので、基本的には、その、山梨県の県議会っていうのが、この基本条例をつくるということになった経緯をですよ、私も流会という文言を直接的な言葉として入れるのはあまり好きではないんですけども、やはりそこらへんで県民の信頼を損ねたっていうことが、その大きな要因だと思いますし、その反省に立った上で、もう二度とそういうことがないように、県民の皆さんの信頼を取り戻せるためにどういう活動をしていくかっていうのが、この基本条例の前文の精神だと思ってますので、そこをしっかりとやはり考えていった中で、話しを進めていくと。基本条例ができましたと。じゃあ見てください、っていったときに、まず県民の皆さんは前文を読んでいただくわけですよ、内容よりも先にね。そのときに山梨県議会っていうのは、こんなに一生懸命県民の負託に応えるために、活動をするために、こういう条例案をつくったんだっていうところ辺が、まずここではしっとでてこない、私はだめだと思えますので、かなりの時間を割いても前文の決定っていうのをしていくべきだなと、なんじゃないかなと思っております。その精神にのっとなって各条例ができていくわけですから、私はまずこれが先だと思います。

前島委員長　この前文というか基本条例をつくる経過を一つ確認しておいていただきたいと思っているんですけど、これ、24年からですね、ワーキンググループをつくっ

れることをうまくできなかつた反省も踏まえて、それが今回の流会のことになってしまったりしたという反省や真摯に受け止めて、皆さんの声を受け止めて、それでこれから改革にさらに取り組んでいくっていう、こういう順番のほうがいいかなと私は思うんですよね。前文がやっぱりこう、精神がちゃんと据わってないと、最後の条文のほうに、開かれた県議会であるとか、情報公開とかがちゃんと入っているのかというところまで、そこをみんな確認をしたほうがいいと私は思います。

渡辺委員

同じ気持ちなんですけどもね、問題はこの真ん中の 3 行が非常に、3 行っていうかね、本県議会はというところから、改革に取り組んできた、過去のことを言っているんですけど、少し言葉をかえるだけで、次の決意に変わるんですね、ちょっと参考までに申し上げますけど、例えば、本県議会の前に、新たな時代を迎えとか、あるいは、地方創生の時代に鑑み、本県議会は、これまでを取っちゃって、以下、この文書でもって、最後に、取り組んできたというのが過去形ですから、改革に取り組む事を決意したと、そんなことにかえていくと、今後のことをすべて言っているような気がするんです。ちょっと私自分で書いてみたんですけどね。そうすると新しい決意の中で、開かれた県議会に取り組むというふうになるんですけど、その辺はどうですか、ちょっと。これは過去のことを言っているわけだよね。新しいことを言いたいなってことであれば。そうなるといい気がするんですが。

塩澤委員

私も今渡辺委員が言った話っていうのは、十分理解できるいい話だなというふうに思います。それからさっきからの話しだと、議長はこの改めて議会の果たすべき役割を各議員が認識していることを流会の部分のことにに関して、言葉はこういうふうにしたんだっていうふうに、先ほど冒頭の事務局のほうから説明があったんですけども、話しを聞いていると、さっきからの話しだと、この部分がどういう文言にして、どういうふうにしたらいいのかってことを、こだわりがそれぞれあるということなので、この部分をどういう言葉が適切で、あるいは条例に相応しくて、今後の私たちの決意が込められる文章になるのかっていうことをちょっと酌んでもらって、案としていくってことがいいじゃないかなって、私はそういうふうに思っています。個人的にはこの文面でも、今、渡辺委員が言った、前からの経緯を過去形で言った、新たな決意っていう形の中でいけば、かなりの部分、この文書でも大まかには反映されているんじゃないかというふうに私自身は思っています。

山田委員

本県議会はというところまでの改革に取り組んできた、そしてここに、本県議会が改めて議会の果たすべき役割を各議員が認識して、この改めてですね。この前の 3 行が取り組んできたことがちゃんとできているのであれば、改めて果たすべき役割を各議員が認識する必要はないわけであって、なんで改めてここで認識しなくちゃならないかってことをしっかりと入れなくちゃならないと思うんですね。だから、改革に取り組んできたけれども、県民の負託に応えられなかった、信頼を得られなかった、そしてその信頼を得られなかったために、この県民の皆さんの信頼を得るために、改めて役割を認識し、という言葉がないと、なんで改めてやらなくちゃならないの。それは県議会の中でわかっている人たちはわかっているのかもしれないけれども、やはり県民の皆さんたちに、なんで議員さんたちが改めて役割を確認しなくちゃならないのかということをしかりと明言した中で、私たちもそれをみながら今後、その反省を踏まえつつ前へ進んでいく、ということをしかりと私は入れるべきだと思います。

上田副委員長 今回の渡辺委員の言葉の並べ方っていうか、それはそれで非常にいいかなと僕も思います。山田委員もそのようにおっしゃったんですけど、一つ、本議会はこれまで県民に関われたことをやって取り組んできた、けどまた開かれたところ言っているんで、むしろ今までのずっと改革もやってきたんで、例えば私の案ですけど、時間の経過をちょっと言って、本会議はこれまで県民生活の向上に向けた地方自治の実現を目指し、って言葉にしちゃって、下のほうの新たなところで、開かれた、って言葉を強く打ち出していってですね、今までも改革に取り組んできたけど、これからは、今度は、開かれたところへんは力を入れてやっていきますよ、っていうような文言にしたらどうかなっていうふうにちょっと考えてみましたけど、それはいかがでしょうか。そうすれば、今までもやってきたことがあるし、今度は視点を変えて開かれたところへんを、ということで、さきほど早川議員も言いましたが、県民により開かれた議会を目指すとか、というような言葉を入れてですね、そこはやっぱり開かれたという新しいキーワードを入れて、前は当然皆さん御苦勞をなさってきたわけでありますので、県民生活の向上に向けて、みたいな言葉にしといて、取り組んできた。今度は開かれたっていうキーワードを思いっきり表に出していくような前文がいいんじゃないかなって思いますけど。よろしくお願いします。

前島委員長 参考に。例えばですね、基本理念なんかのところですね、今あの、上田さんがおっしゃるようなことが、基本理念の中に開かれた、というところがですね、具体的に入っているんですね。そのところも参考にさせていただいて、議論をしていただきたい。ただ、条文につきましてはですね、前から私も言うように、不易にとらえるべきだってふうに、変えない、将来にわたって、ずっとそれが条文が生きていけるようなオーソドックスに書いたほうがいいというふうに私は申し上げてきたんですね。それで、条文の1条、2条、3条について、そういうふうなものについては、一部改正っていうのはあるけれども、「上田さんの提案に対してどうするかということだよ」の声あり）それも参考にしながら、やってもらいたいなあと思っているんですね。

渡辺委員 ちょっと委員長、それも大事なことなんですけども、今ね、開かれたというその文言、それが非常に大事だって認識はだいたい統一されている。それをどういうふうにあらわしていくか。ここには書いてはありますけども、これをもう少しかえようという考え方ですよね。それをかえたところで、進んでいけば、だいたい皆さんが納得してくれるような雰囲気なんですけども、その辺の少しね、修正、こうしたことをしてもらえればなと思うんですが、それでいいんですよね。どうですか。それも含めて。私の意見も含めて。

小越委員 私は、後で県民の皆さんが、2年3年とかは今もそうかもしれませんけれど、やっぱり山田さんがおっしゃったように、私も最初に言ったんですけど、この議会基本条例をつくった経緯のところに、やはり今回のその流会のことがあるっていうのを私たちが受け止めて、議会が受け止めて、今までそこがなかなか不十分だったことを反省して、責任を感じて、そして改めてやるっていう、どこかそういう文章が、続きがないと、これだけ見ると、その1年2年後に、流会があって、責任を感じてっていうところがこう、県民に伝わらないと思うんですよね。だから私はこの3センテンス、4センテンス、こう、ひっくり返したほうがいいのかと、思っていて、改めて議会が果たすべきっていう前に、流会って言葉は、ちょっと抵抗があるのであれば、なかなか県議会が県民の声をしっかり受け止めて、県議会の権能を果たすことができなかつたことがあったとか、事実があった、それを受けとめて、真摯に反省、この山田さんだけ、責任を果たして信頼を回復する

必要があるっていうのをやっぱり入れて、それでさらに二元代表制のもとで開かれた県議会を目指すっていうのが、その反省の部分が入っていないと、やっぱり県民に対して、やっぱりこう、議会として、責任を果たせないかと思う。私はその反省なり信頼を回復するとか、そういう文言が、本当は流会の経過の痛恨の思いはいいんですけど、それがちょっときついのであれば、そこは何とか入れていただきたいと私は思います。

渡辺委員　　済みません、ちょっといいですか。言っていることはよくわかるんです。ただ基本条例の制定の経緯から言って、我々の意思の中に流会ということがね、そんなにこう、ぼおんと出てきていない部分があって、前の時から基本条例つくろうよという動きが始まって、実際には何回かね、しているわけですよ。だから流会という言葉を中心に持ってくることに對して、非常に申し訳ないけれども、いえ、そうじゃないんだよ、これから県民福祉にね、あるいは、議会のあり方としてはどうすりゃいいのかわ、そういうようなところで来ていますんで、どうもそのことについては、入れづらいというか、そんな思いもあるんだということも理解してもらえればなあと思うんですが。

塩澤委員　　そういった議論の中で、前回の時に河西議員のほうから兵庫県の例を一例こう言ったと思うんですね。このちょうど真ん中の、この兵庫県の中ですね、その一方でというところからが、議会が果たしている重要な役割やその活動が、住民に十分に伝わっているとは言えずとかってというような文言が入っていて、議会への不信や無関心を招いているとの指摘もあり、このままこれを入れるっていうわけじゃないんですけど、こういった反省の部分が文言によっては、だいぶこうまた違ってくるとは思うんですけど、流会という言葉じゃなくて、いまいる話だと、何らかの分が入ったほうがいいじゃないかということなので、前回河西委員からは、これがいいじゃんかという話しも、確か、あったと思います。だから、こういったことも参考にしてもらえれば、その文章の作り方っていうのはまたね、違ってくるとは思いますけど、この辺のぜひ参考にしてもらいたいなと、私も改めて申し上げます。

早川委員　　今、二つ一緒に話があって、県民に開かれたってことをどうするかっていうことと、過去の反省をどう入れるか、なので、まあ、一つずつやって、なんか、ごちゃごちゃになっているので、

塩澤委員　　それがあって、こういうふうに開かれたというほうがいいという話もある。

早川委員　　ああ、では、反省に立ち開かれたという。それは最初から言っているんです。

塩澤委員　　私はそういう意味で言ったんです・・・

(発言する者多く、聴き取り不能)

杉山委員　　確かにこの文章で行くと、取り組んで来た、の後に、やっぱり、しかし、みたいな文章がないと、文章的におかしいかなっていうふうに思うんですが、先ほど言うように、反省だとか、もろもろあるんですけど、その表現をどうするかってことなんですけど、やっぱり今の時代なんだと思うんです。今の県民の期待値と、議会の議員の構図がずれているってことなんだと思うんですよ。結果的にね。その結果としてそういう事態が生じたりってことになっているんで、やっぱりこう、今、議会のあり方が、県民の期待とずれているとかね、なんかそういったずれて

いる部分があるとか、時代が今の議会のあり方に合っていないとかそんな表現を入れて、改めて議会が果たすべきっていうところに繋がったほうが文章的にいいのかなって思うんですが、県民に開かれたってところだけ。それともう一つ、県民に開かれたってところだけ強調されていますけども、入れるのであればですね、改めて議会の果たすべき役割を各議員がさらに認識し、ってところから始まらないと、やっぱり各議員がさらに今まで以上に議員の役割を認識し、っていうところも含めていかないと、開かれているところだけ強調しても、やっぱりその、それぞれの議員の資質が上がっていかないと意味がないと思うんで、今までの状況をどういったことで表現するかっていうことと、今のところなんですけども、やっぱり、反省だとか、過去の流会だとかそういうところの表現はちょっとどうかというふうに思っています。

前島委員長 中段のところ、取り組んできたっていうですね、歴史的な捉えも、まあ捉え方だっけなように思うんですね。歴史的に、先代、先人たちはそれなりにやっぱり民主議会のために、それなりに取り組んできたっていう、私は歴史的な一部評価を入れたいってことだったと思うんですね。入れたと思うんですが。それを全面的に否定することもできないし、一事例として、流会みたいな事案が出てしまったんだけど、全体的には常に改革を目指して、都度都度ですね、歴代の先人たちは議会のやっぱり民主化や、公開や、そして議会の運営に改革のまなざしは欠かすことなく取り組んではそれなりにきたと思うんですね。その歴史的評価をちょっと入れているのがこの取り組んできたってところだとおもうんですね。そういうところをですね、やっぱり私たちはそれなりに歴史を評価として入れていいんじゃないかなと思うんです。それからさらに、今言ったような我々は基本条例をつくって、そしてよりこれを透明性の高い議会にもっていくんだっていうそのために基本条例を今つくっているんだって流れに入っていくわけですから、そういう条文をつくって、明らかにしていくわけですから、その辺はちょっと話し合っていたら、理解点ができるんじゃないか・・・

永井委員 たぶん、こうやって何もなしでやっても、あまりその、じゃあ、あれ入れたい、これ入れたい、ただ要は、端的に言うと、委員長がおっしゃるとおり、今まで取り組んできたことは、小越委員もそうだし、皆さん別に否定しているわけではなくて、それはそれで入れるんだけれども、もうワンセンテンス、要は反省の文を、そうは言っても、流会があってこれをつくるわけですから、これはその流れの中です、あらためてそういう気運が高まっているわけですから、さっき塩澤委員が言っていたように、その中ですね、この兵庫の中でも、議会の不信感、無関心を招いている、ネガティブな言葉も入れながら、しかもこれをちゃんと、議会としても、いいですか、いいですか、いいですか、ちょっと聞いてください、いいですか、議会としても真摯に受け止める必要があるということが書いてある。だから、今までこれをやってきた、けどこういうことがあって、議会としても真摯にそのことを受け止めて、さらにその下に開かれた議会、だからこの中で一個、もう一つ入れて、で、このままやってもあれなので、今お話しをしたようなことを、委員長と事務局でちょっと暫時で話をしてもらって、入れ込んだやつをもう一回やったらどうですか。

前島委員長 皆さんの御意見が、そのことについて、あと御意見があったら、一二きいて、ちょっと暫時休憩して、ちょっと文言の検討をしてみましよう。
暫時休憩いたします。

(休 憩)

前島委員長　それではおそろいでありますので、委員会を再開させていただきたいと思っております。前文の議論をたくさんいただきました。なかなかあの、性急ですので十分な、あの、文言になるかどうかというのは、皆さんの御意見でまた聞いていただいて、あとまた参考の御意見があったら、出していただいて、御一任をいただければ、成案というか、内容を進めていかせていただきたいと思います。まず読みます。

(委員長、案文を朗読)

小越委員　こだわって申し訳ないんですけど、その一方で県民の期待に十分応えられていないとの声もあることから、っていうと、ちょっと弱いと思うんですね、私は。例えばですよ、しかしながら、県民の期待に反する事態を招いた反省に立ち、真摯にその声を受け止め、反省に立ちとか、期待に・・・、流会って言葉がちょっと強いのであれば、しかしながら、県民の期待に反する事態を招いた反省に立ち、くらいはどうでしょうか。っていうふうにしたほうが、今回の事態のことをしっかり経過を踏まえて、反省に立って次へ進んでいこうっていうのが表れていると思うんですけど、今回のことを受け止めて、次に行くんだよっていうことが、今までも十分応えて・・・、なんか、あのことに全く触れてないようなこと、取られかねないので、私はそこをはっきり書いたほうがいいと思います。

前島委員長　ありがとうございました。あの、いろいろ御意見あると思いますけれども、実は後で皆さんに条例の内容に関する、みなさんに書いてもらう、こういう用紙もありますので、あの、来週頭の辺ですね、今の小越さんのような、そういう文言がありましたら、(「次回」の声あり)次回ですね、次回までに出していただいて、それで、一応この前文については、細かい部分のところは、委員長に御一任を願いたいというふうに思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

山田委員　いずれにしても多分、これは長時間時間がかかるので委員長に一任するということは私もやぶさかではないんですけども、県民の皆さんの意見を聞くという立場の中からね、12月の何日になるかわからないですけど、県民の皆さんの意見の公聴会ってものが開かれるの中で、その意見というのが、反映されるような、まだその前文であるとするのであれば、とりあえず私は委員長案というものでもまあいいんじゃないかとは思いますが、それは思いますけれどもね。

前島委員長　文言の整理ということで御一任をいただきたいだけのことで、これはもう皆さんのあれで。改めて提案をしますけれども。

早川委員　では、条例文の意見書を書くってことで、それなんですけど。ちょっと今感じたのは、確かに開かれた議会っていうふうにあるんですけど、開かれた議会だけでも、開かれてなければよくないと私は思います。それで、もし、ここにも書きますけど、入れるのであれば、どこかに、常に改革をしていくことを宣言しとか、常に改革を怠らずというのを入れたらとは、県民に開かれても自浄洗浄で、自分たちが改革していかないと、その前文を受けて条文の中には、この委員会が年に1回やるとか、っていうふうには改革をっていうふうには思います。

前島委員長　今の早川さんの、それ条文の中に見ていただくと入っています。改革を継続的に取り組む条文が入っていますので、そこを見ておいていただきたいと思います。

ます。

小越委員　私は、さっき言ったみたいに、その一方でというところをちょっと書き換えたほうがいいと思うので、さっきお配りいただいた、この条例内容に関する意見書、たぶん各委員が書いてくるんだと思うんですけど、ここに前文についても、今ここでね、今見ただけでいいかどうかちょっと、もう少し、十分熟慮したいということもあるので、この条例内容に関する意見書の中に、この前文のことについて、また、条文のことについても、書いて持ち寄るということによろしいんですよね。そういうことですよ。

前島委員長　御発言をいただきたいと思いますが、条文について、まあ・・・(「前文のことも書いていいんだよね」の声あり) 引き続いて審議をしていくのか、ある程度ですね・・・

渡辺委員　かなり、たぶん、議事録を見れば、みなさんが前文に対しての思いというのは、意見を申し上げているんで、それを精査して、私は委員長にまとめてもらっているという思いですが。どうですか。

山田委員　先ほども私も言いましたように、さっきの渡辺委員の意見に、私は基本的には賛成します。しかしながら、公聴会というものが開かれるのであるから、そのがちがってものではなくね、そこで県民の皆さんの意見っていうのがどういう意見か、多分ものすごい意見が出てくるとは思いますけれども、そこらへんがしっかりと反映できるってことを確約していただければ、私もオーケーです。

前島委員長　では、ほかになければ、前文については、文言のところは少し御発言がありましたけれども、委員長に御一任をいただいて、一応皆さんに、今日、全体的には合意をいただく形で、案を精査をさせていただいて、今日の御意見やこの間いただきました、御提示をされました、文言等を参考にさせていただきながら、修正を重ねて、委員会にこれから、次の機会に、委員会に提示をさせていただくということで御了承頂ければありがたいと思っております。

(「異議なし」の声あり)

前島委員長　よろしゅうございますか。ではそんなことでよろしく願いをします。

(今後の日程について)

前島委員長　そして、ちょっと時間が過ぎてしまいましたので、次に基本条例の骨子案についてであります。これから事務局のほうでですね、次回以降の日程にちょっと一部変更がございますので、御提案をさせていただいて、お手元に配付、日程表をちょっと、案を御確認いただきたいと思えます。

(事務局説明)

前島委員長　事務局から提案がありましたけれども、少し日程がきついということで、御審議をいただく時間も1日プラスして、1日、第8回目の検討委員会をここで入れると。そして、あと16日に、この県民からの意見聴取の10時からの会を、意見をいただく会をやりたいと。そして19日に、10時から、全員協議会及び意見聴取会の内容検討や素案の修正について、全員協議会の意見を聞かせいただくと。この太く囲んで、二つの日程ですね、追加の日程と、二つの日程について、

よろしゅうございますか。

- 山田委員 次回のこの 24 日の件なんですけども、この条例内容に関する意見書が、24 日の午前 9 時というのが提出期限になっているんですけども、次回の、この委員会を開催する内容というのは、この提出期限で何をするんでしょう。
- 事務局 こちらの話しですか。すみません。こちら、御意見頂いたのをコピーして各委員にお配りします。で、それをそれぞれ該当した条文のところで、意見を見ながら進めていくことにしております。
- 前島委員長 第 8 回の検討委員会はですね、条文に入らせていただきたい。条文の審査を・・・
- 山田委員 あの、条例に、文書に入るのは結構なんですけども、じゃあ、みなさんの意見が 24 日の 9 時にできて、ただ、じゃあそれを、ばらばらのものをコピーしたものを自分ら配られて、ある程度その中で、じゃあこれとこれはだいたい同じような意見だよという精査をする時間的なものを・・・
- 前島委員 あの、それはですね、ちょっと待ってください。それは議長が示しております条文案を軸にですね、それに対して皆さん方が出されているのを突き合わさせていただく議論を重ねさせていただくってことですね。そういうことですね。
- 山田委員 ですからこの提出期限が、もう少し早まってもいいんじゃないかなと。私はもう出しておりますので。逆に自分としては次の委員会の会議としては、もうちょっとそれがまとまりを持ったものをある程度見せていただいて、というような流れにならないと、またその、あまりまとまりのないものになってしまう。
- 事務局 済みません、あまりちょっと時間がなかったので、24 日という日を設定させていただきましたけども、もし、委員の先生方がよろしければ、22 日、もう明日になってしまいますけれども、明日の・・・(「それは無理なんじゃ・・・」の声あり)まとめる時間がありますので、そうですね、2 時くらいまでということをお願いができればと思いますが、いかがでしょうか。
- 前島委員長 あるいは今、私がお話ししたように、議長の骨子がありますよね、それを検討しながら、皆さんが当日ですね、条文の内容について、文言をそれぞれ出していただいて、そして、一緒に、オープン討議をさせていただきながら、仕上げていくっていうやり方は、素案のほうを仕上げていくっていうやりかたはいかがでしょうか。そのほうがいいと思いますね。明日って言ってもなかなか皆さんも準備するのが大変だと思いますので、当日議長案を、条例、逐条ごとにやっていくなかで、皆さんの条文の、この辺をこう直したほうがいいのかっていうようなことを、オープン討議をしていただくってやり方でどうでしょうか。そのほうがいいと思いますけど。明日じゃちょっときついと思いますね。提出を。それはお互いに、検討委員会ですから、それぞれ持っていたものをこういう文書で、僕はこうにやったほうがいいのか、私はこうしたほうがいいのかっていうようなことを、率直に、条文を逐条ごとに入ってきますので、それに御意見を挟んでいただきたいと思いますけど。いかがでしょうか。
- 小越委員 意見聴取は 12 月 16 日で決まりってことですか。24 日にやって、1 日にやって、まあ、24 日の日にそれぞれみんなが、一つずつやるから、なんでもみんな書いてくるので、どうやってやるか、収集つかなくなるのが気がしないでも

ないんですけど、そうすると 2 回じゃ終わらないと思うんですよね。2 回で終わるのかなって気がして、それでこの 16 日の意見聴取に間に合わせるために、全員協議会と議会改革検討協議会をやるとなると、24 日と 1 日で、そこまで話がまとまるかどうか、ちょっと私はどうかなって思って心配。16 日がもう決まりなのか・・・。

渡辺委員 委員長、ちょっといいですか。意見書を出してね、集まってまた検討するとなると、大変な作業になりますよ。だから、24 日の日にみんなが検討するわけでしょ？そこででたそれぞれの意見は持ってますから、それでいいじゃないですか。あらためてこれを出して・・・

前島委員長 みんな書いてきたものを軸にそれを・・・

渡辺委員 言っていることが全然違うんですよ。そこで意見が出る、それが意見なんですから、改めて意見書を書いて持ち寄らなくてもいいような気がするんだけどどうなんですかね。どうですか皆さん。

前島委員長 ちょっと待って、整理させてもらって。あの、具体的にですね、やっぱりみなさんに文言や何か書いてきてもらう。資料はもう行っているわけですから。議長案は。条例。それを皆さんが、やっぱり明記していただいてきて、それをやっぱり、僕はここのところをこうに直したほうがいい、私はこういうところをこうに直したほうがいいというふうなところをですね、お互いにすり合わせをして、条文の中に挿入すべきものは挿入していくということで、敲きっこしていきたいと思えますけども。だから、その日に持ってきていただいて、それでそこを皆さんに発表していただきながら、討論をしていくってことですよ。提出していただいて、それをまた整理してっていうところまではなかなか日程的に大変だと思います。

事務局 ちょっと済みません。申し訳ありません。この用紙でまた混乱をさせてしましまして申し訳ございません。議長案が示されている部分についてはですね、委員会の中での御意見ということでしたと思います。新たに、議長案に入っていないもので、新たにつけ加えたい条文であるとか、内容であるとか、そういうものがございましたら、この意見書のほうに御記入いただいた上で御提出いただければと思います。議長案をベースにここはこういう文言にしたほうがいいのか、あるいはこういう文言はいらぬとか、そういうことであれば、当日の意見という形で、口頭の御意見でいただければなと思っております。そんな形で変更させていただければと思います。よろしくお願いします。

早川委員 さっき山田委員が言ったじゃないですか。確認で。公聴会とか全協にはですね、その後に、素案でいいんですね。その後に、12月19日に、素案の修正ってあるから、がちがちに固まった条文とかじゃなくて、全協とか、公聴会には素案を出すイメージでいいってことですね、はい。もう一つですけど、済みません、これ今日、まあ、これ見ると、骨子案の検討じゃなくて、今日はもう素案の検討になっているんですけど、まあ、議長の骨子案が出てきて、まあ、それを元に素案を今やっているっていうそういう認識ですかね。

前島委員長 まあ、素案といえば素案、ちゅうことですが、議長案ということに理解をしていただいて、それを検討委員会が敲き上げていくってことから、そのところを皆さんが、ここの文言を直したほうがいいのか、ここを新しくこういうのを

挿入してもらいたいとかっていうのを当日の 24 日にできるだけ敲いていただいて、そしてさらに、全員協議会で敲いていただいて、そしてですね、県民の意見を聞く運びへもっていくと、いうスケジュールですね。そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

小越委員　　私は、県民のこの 12 月 16 日は動かさないで、その 12 月 16 日までの到達の段階で、素案か骨子案かどこまでいくかは、前文であっても、そこまで出すということですよ。途中経過もしれないけれど、この検討委員会と議会改革検討、全員協議会とここまで議会として到達しているんですけど、皆さんいかがですかということで、ここで、県議会はこうですってことじゃなくて、到達している段階のところで、12 月 16 日はあくまで動かさなくて、だから、全員協議会の中でもいろんな意見が出ている、その到達を、こういう意見もあるってことを全部出して、意見を聞くってことですよ。コンプリート、固めてこれだけ、マルかバツかじゃないっていいんですよ。確認ですけど。

前島委員長　　そこは非常に難しいところなんですけど、検討委員会としてまとめた見解がある程度全員協議会にかけるということでなければ、検討委員会が、こういう議論がありました、こういう議論がありましたというふうな御意見を列記して、そして皆さん検討してくださいということだと。これは検討委員会としての使命がちょっと揺らぐ心配がありますので、やっぱり少なくとも、我々はその突き合わせをしっかりと、我々検討委員会の案として全員協議会に諮ると、いうことでなければいけないと思います。そういうスケジュールで。そのときに、なお、こういう意見が各委員に、A 委員がこういう意見があった、こういう意見があったということをやっていたのではなかなか前に進まないんじゃないか。それでは全員協議会でお叱りを受けてしまうと思う。何のために検討委員会へ委ねているかということになるわけですので。我々は我々として、検討委員会の案を集約をして、それをかける、という形で、全員協議会でなお、肉をつけていただく部分があれば出していただく、という形で、検討委員会が全員協議会への進め方の対応はしてかなければいけない、と思います。よろしゅうございますか。

小越委員　　全部じゃなくて、例えば、こういう意見もあった、こういう意見もあったというふうに少数意見への尊重・配慮とかいろんな意見があったよとか、こういう、議会改革検討協議会ではこうなったんだけど、例えばこういう意見もありましたっていうのをぜひ入れておいていただきたいなって思っています。そうしないと、いろんな意見があったんだよっていう経過も含めて、全員協議会の中に諮ったほうがいいと思うのでこういう意見も、こういう意見も、こういう意見もありましたという列記をぜひしていただきたいと思います。

前島委員長　　ある程度の主たる意見は、こういう件で敲いてきましたと、いうことはそれは当然ですね、資料として検討委員会にお示しすることは、それはもういいと思いますよ。けども、我々検討委員会としての案は、最大公約でこんなふうに検討を進めてまいりましたと、これを敲いていただきたいですと、こういうふうに運んでいきたいということで御了承いただきたいと。はい。

山田委員　　では、全員協議会にかけるときは、大体こういうような形の中で皆さんに配られると思うんですけど、まず一言、県民の公聴会を開いて、参考にできる意見があったのであれば、しっかりと反映させるということは述べていただきたいと思います。

前島委員長 そのとおりでございますので、それはそういうふうに、そのために意見を聞く会をやるわけですので、ですから、今の運びは全員協議会に向かってまでの運びについてはそういう形で、大筋私たちの検討委員会の案をまとめた合意事項として提示をさせていただくと、そして、御意見をいただくと、ということの段階スケジュールを御了承いただきたいと思います。よろしゅうございますか。じゃあ、よろしく願いをいたします。

それでは今、皆さんにお手元に配りましたですね、太字で囲んでおります、日程及び追加の日程についてですね、御了承いただいたと委員長は受け止めますので、これに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

前島委員長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、委員長に委任の件はお諮りしたとおりと決定させていただきます。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松